

按手礼執行方法

九州教区は以下のような方法をもって按手礼を執行する。

- I. 按手礼式を受按希望者の牧する教会において行う。ただし、同一地区内に受按希望者が複数ある場合は、協議を経ていずれか一つの教会において行うことができる。また教務教師等はその出席教会もしくは所属する学校、施設において行う。
- II. 按手礼式に先立って、司式者は教師問題を踏まえた「議長談話」を朗読し、続いて受按希望者が、「按手を受けるにあたっての所感」を述べる。
- III. 按手は司式者（教区総会議長もしくはその代理）のみが行う。
- IV. 教会員もしくはそれを代表する役員は按手の証人として按手を見守る。
- V. 式順は以下のように定める。また個々の文言については「口語式文」及び「新しい式文」に準拠する。
 1. 前奏
 2. 序詞
 3. 讃美歌
 4. 聖書
 5. 祈祷
 6. 勧告
 7. 誓約
 8. 祈祷
 9. 按手
 10. 教会員による祈祷
 11. 讃美歌
 12. 祝祷
 13. 後奏
- VI. 教区総会において按手礼を行う場合は、II～Vの内容を考慮して実施する。
- VII. 司式者の旅費は教区より支出する。

(2009年5月5日 第59回教区総会にて承認)

(2016年1月19日 常置委員会にて一部変更)